

保 育 課

議案第12号

港区立保育園条例の一部改正について

台場保育園の移転及び旧神応小学校に整備する区立認可保育園の開設に伴い、港区立保育園条例の一部を改正します。

1 改正理由

- (1) 台場コミュニティぷらざ等改修工事に伴い、台場保育園の位置を変更するため。
- (2) 神応保育園を新たに設置するとともに、同保育園に指定管理者制度を導入するため。

2 改正内容

- (1) 台場保育園の位置を変更します。
変更前 台場一丁目5番1号
変更後 台場一丁目3番6号（お台場レインボー公園内）
- (2) 区立認可保育園を新設します。
名 称 港区立神応保育園
位 置 白金六丁目9番5号
- (3) 神応保育園に指定管理者制度を導入するため、規定を整備します。

3 施行期日

区規則で定める日（(1)については令和4年8月1日予定、(2)及び(3)の一部については令和5年4月1日予定）。ただし、(3)の一部については、公布の日

港区立保育園条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(名称及び位置)

第二条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
港区立麻布保育園 港区立芝公園保育園	(略)
港区立台場保育園	東京都港区台場一丁目三番六号
港区立神明保育園 港区立元麻布保育園	(略)
港区立神応保育園	東京都港区白金六丁目九番五号

(中略)

(休園日)

(前略)

(名称及び位置)

第二条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
港区立麻布保育園 港区立芝公園保育園	(略)
港区立台場保育園	東京都港区台場一丁目五番一号
港区立神明保育園 港区立元麻布保育園	(略)

(中略)

(休園日)

第四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、港区立神明保育園(以下「神明保育園」という。)、港区立たかほま保育園(以下「たかほま保育園」という。)、港区立しばうら保育園(以下「しばうら保育園」という。)、港区立東麻布保育園(以下「東麻布保育園」という。)、港区立元麻布保育園(以下「元麻布保育園」という。)及び港区立神応保育園(以下「神応保育園」という。)の休園日は、一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(中略)

(指定管理者による管理)

第六条 区長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、神明保育園、たかほま保育園、しばうら保育園、港区立しばうら保育園分園(以下「しばうら保育園分園」という。)、東麻布保育園、元麻布保育園又は神応保育園の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一〇三 (略)

第四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、港区立神明保育園(以下「神明保育園」という。)、港区立たかほま保育園(以下「たかほま保育園」という。)、港区立しばうら保育園(以下「しばうら保育園」という。)、港区立東麻布保育園(以下「東麻布保育園」という。)及び港区立元麻布保育園(以下「元麻布保育園」という。)の休園日は、一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(中略)

(指定管理者による管理)

第六条 区長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、神明保育園、たかほま保育園、しばうら保育園、港区立しばうら保育園分園(以下「しばうら保育園分園」という。)、東麻布保育園又は元麻布保育園の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一〇三 (略)

(指定管理者の指定)

第七条 (略)

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に神明保育園、たかはま保育園、しばうら保育園、しばうら保育園分園、東麻布保育園、元麻布保育園又は神応保育園の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

一・二 (略)

三 神明保育園、たかはま保育園、しばうら保育園、しばうら保育園分園、東麻布保育園、元麻布保育園又は神応保育園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四・五 (略)

3 (略)

(中略)

(管理運営の基準等)

(指定管理者の指定)

第七条 (略)

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に神明保育園、たかはま保育園、しばうら保育園、しばうら保育園分園、東麻布保育園又は元麻布保育園の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

一・二 (略)

三 神明保育園、たかはま保育園、しばうら保育園、しばうら保育園分園、東麻布保育園又は元麻布保育園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四・五 (略)

3 (略)

(中略)

(管理運営の基準等)

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、神明保育園、たかはま保育園、しばうら保育園、しばうら保育園分園、東麻布保育園、元麻布保育園又は神応保育園の管理運営に関する業務を行わなければならない。

一～四 (略)

2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、神明保育園、たかはま保育園、しばうら保育園、しばうら保育園分園、東麻布保育園、元麻布保育園又は神応保育園の管理運営に関し必要な事項

(後略)

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、神明保育園、たかはま保育園、しばうら保育園、しばうら保育園分園、東麻布保育園又は元麻布保育園の管理運営に関する業務を行わなければならない。

一～四 (略)

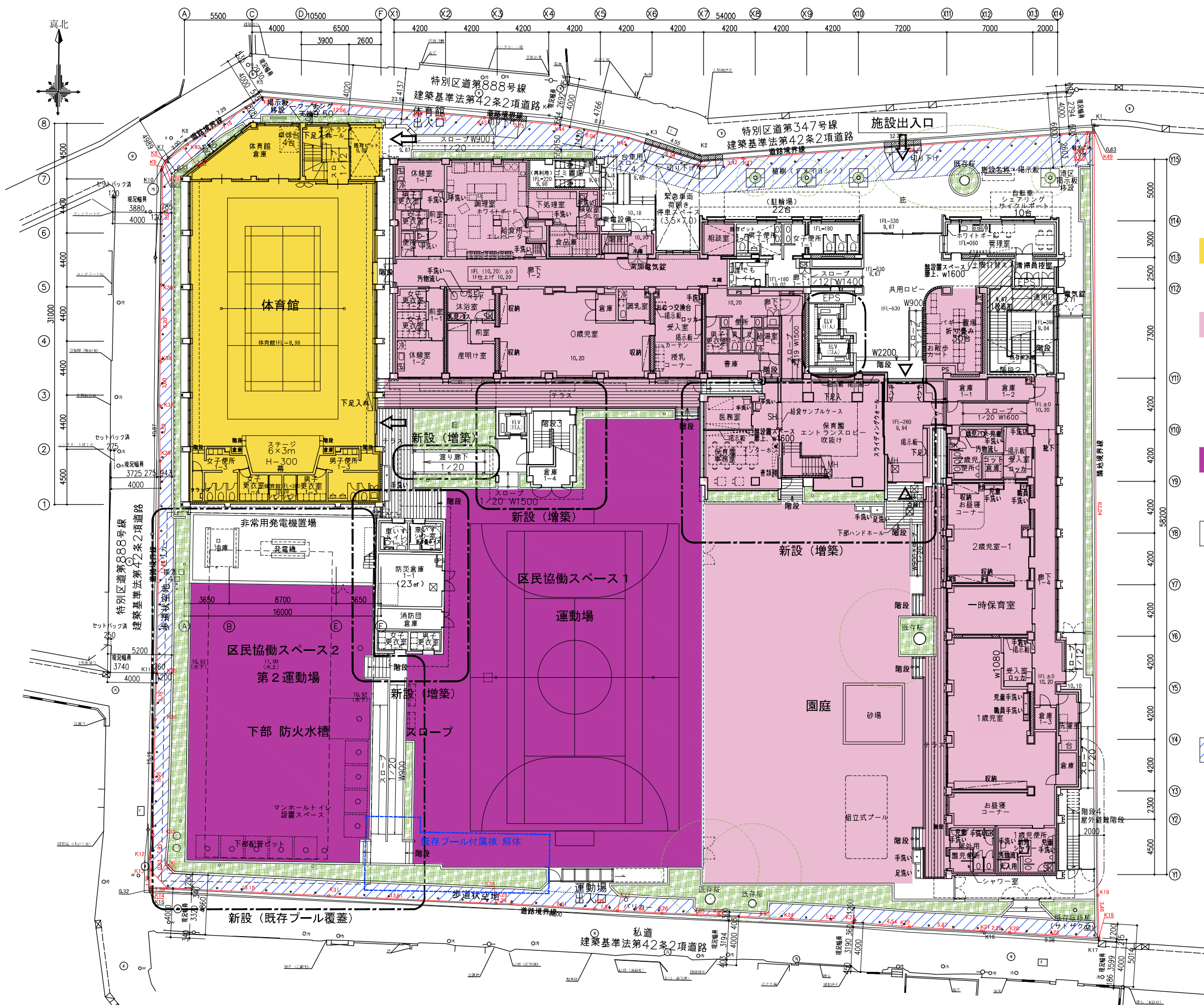
2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、神明保育園、たかはま保育園、しばうら保育園、しばうら保育園分園、東麻布保育園又は元麻布保育園の管理運営に関し必要な事項

(後略)

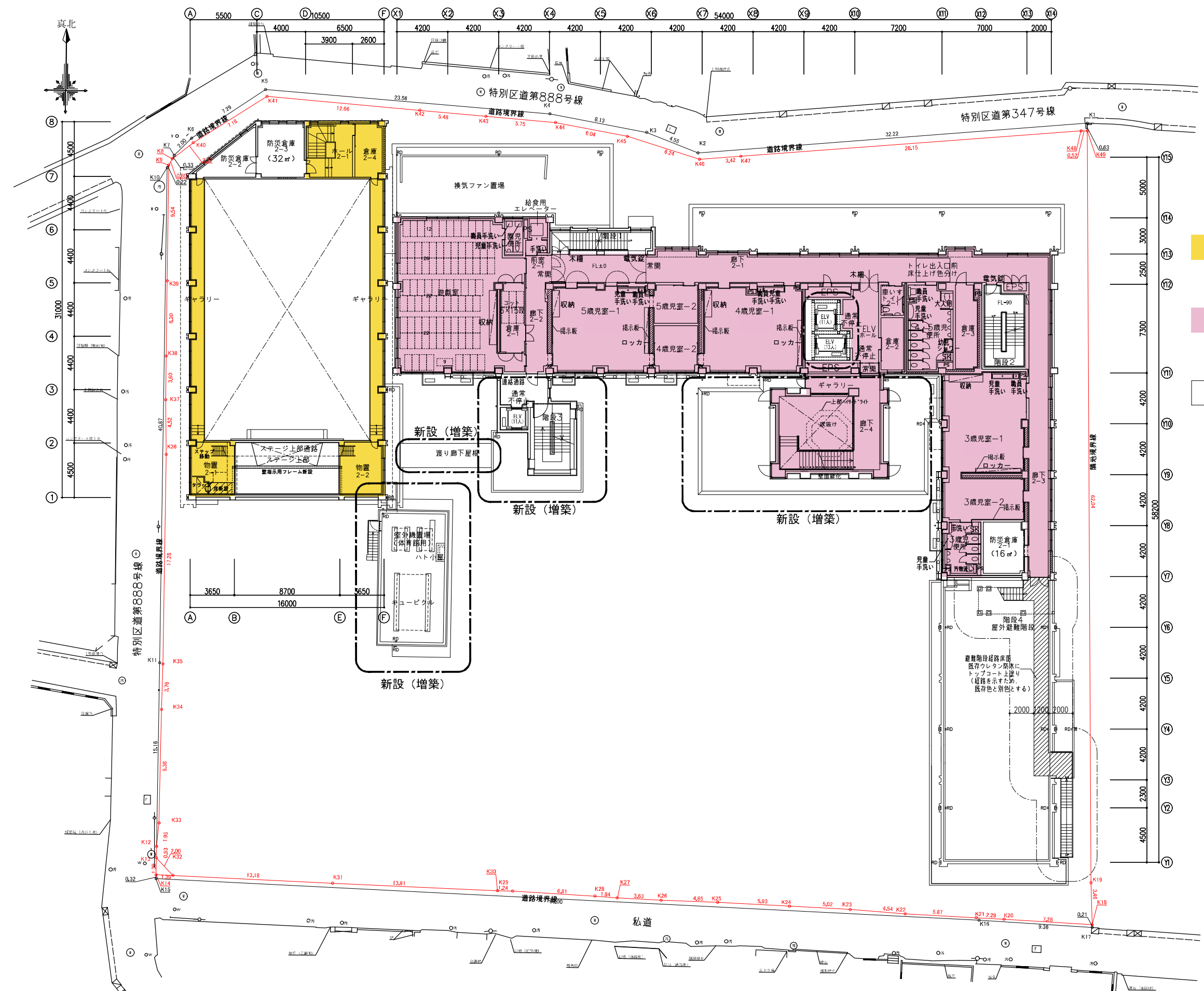
1階



- 新設部
- いきいきプラザ (462.43㎡)
- 保育園 (1674.128㎡)
内訳
床1033.278㎡
デッキ122.02㎡ (63.28㎡+58.74㎡)
園庭518.83㎡
- 区民協働スペース (1 : 743.96㎡)
(2 : 331.08㎡)
- 共用部
- 歩道状空地

港区	展覧・特記	課長	係長	担当者	制作日 令和 年 月	[会社名]	[設計・監理事務所] 一級建築士事務所：一般社団法人港区建築設計事務所協会 東京都知事登録 第56826号 管理建築士：原田 光政 一級建築士登録 第57397号	[監理事務所] 一級建築士登録 第82737号 一級建築士登録 第252414号	工事件名 (仮称) 港区立神心いきいきプラザ等 複合施設整備工事	区分 建築費	図面名称 1階平面図	SCALE A1:1/150 A3:1/300	2022/1/19 図面番号
----	-------	----	----	-----	---------------	-------	---	--	--	-----------	---------------	-------------------------------	-------------------

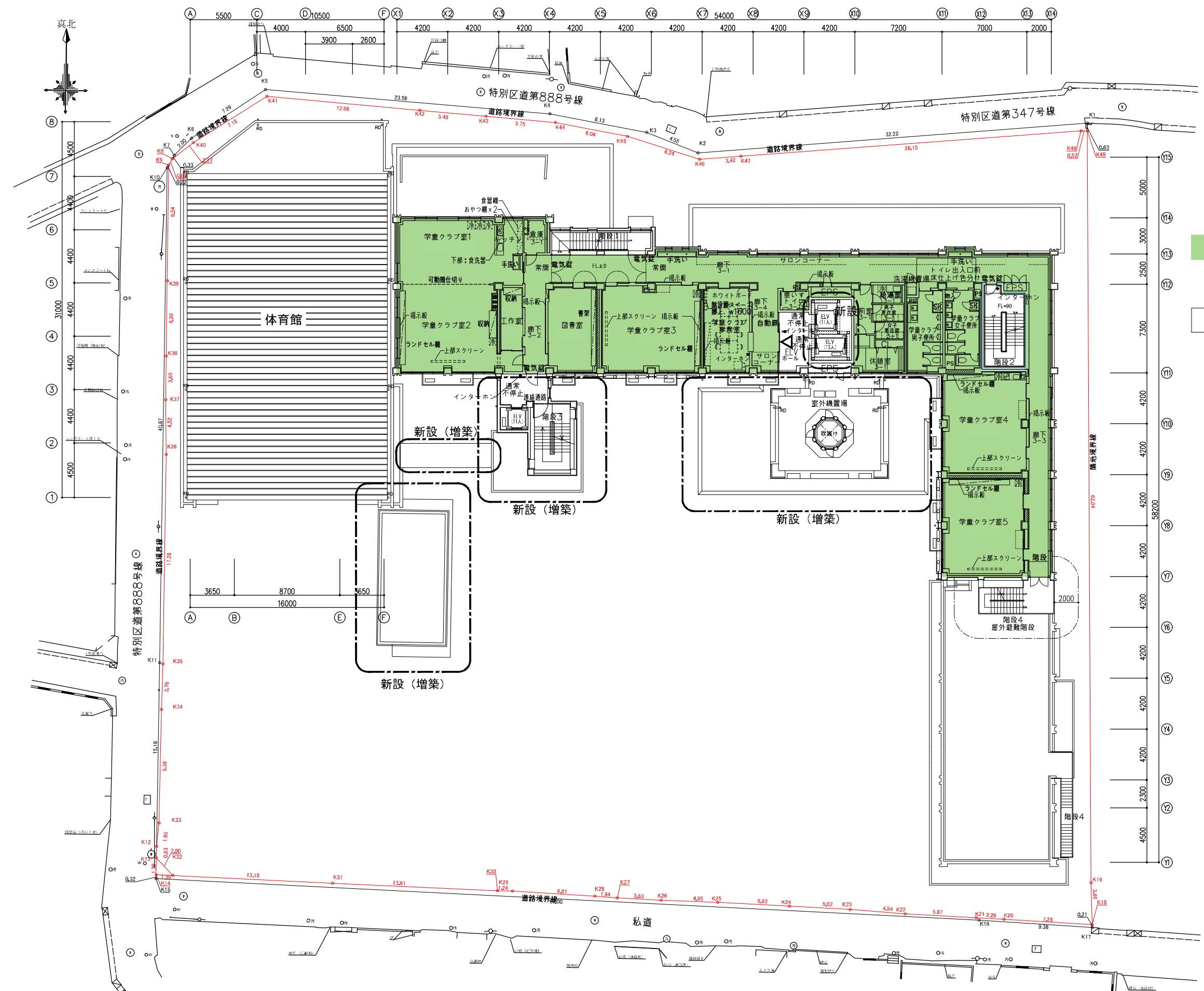
2階



- 新設部
- いきいきプラザ (115.14㎡)
- 保育園 (702.77㎡)
- 共用部

港区	履歴・特記 <hr/>	課長	係長	担当者	制作日 令和 年 月 工事番号 ファイル名	【会社名】 〒 番 号 東京都港区 番 号 管理棟 番 号 一級建築士登録 番 号	【設計・監理事務所】 一級建築士事務所 一般社団法人地区建築設計事務所協会 東京都知事登録 番 号 管理棟 番 号 一級建築士登録 番 号	工事件名 (仮称) 港区立神庭いきいきプラザ等 複合施設整備工事	区分 建築意匠	図面名称 2階平面図	SCALE A1:1/150 A3:1/300	2022/1/19 図面番号
----	----------------	----	----	-----	--------------------------------	---	---	--	------------	---------------	-------------------------------	-------------------

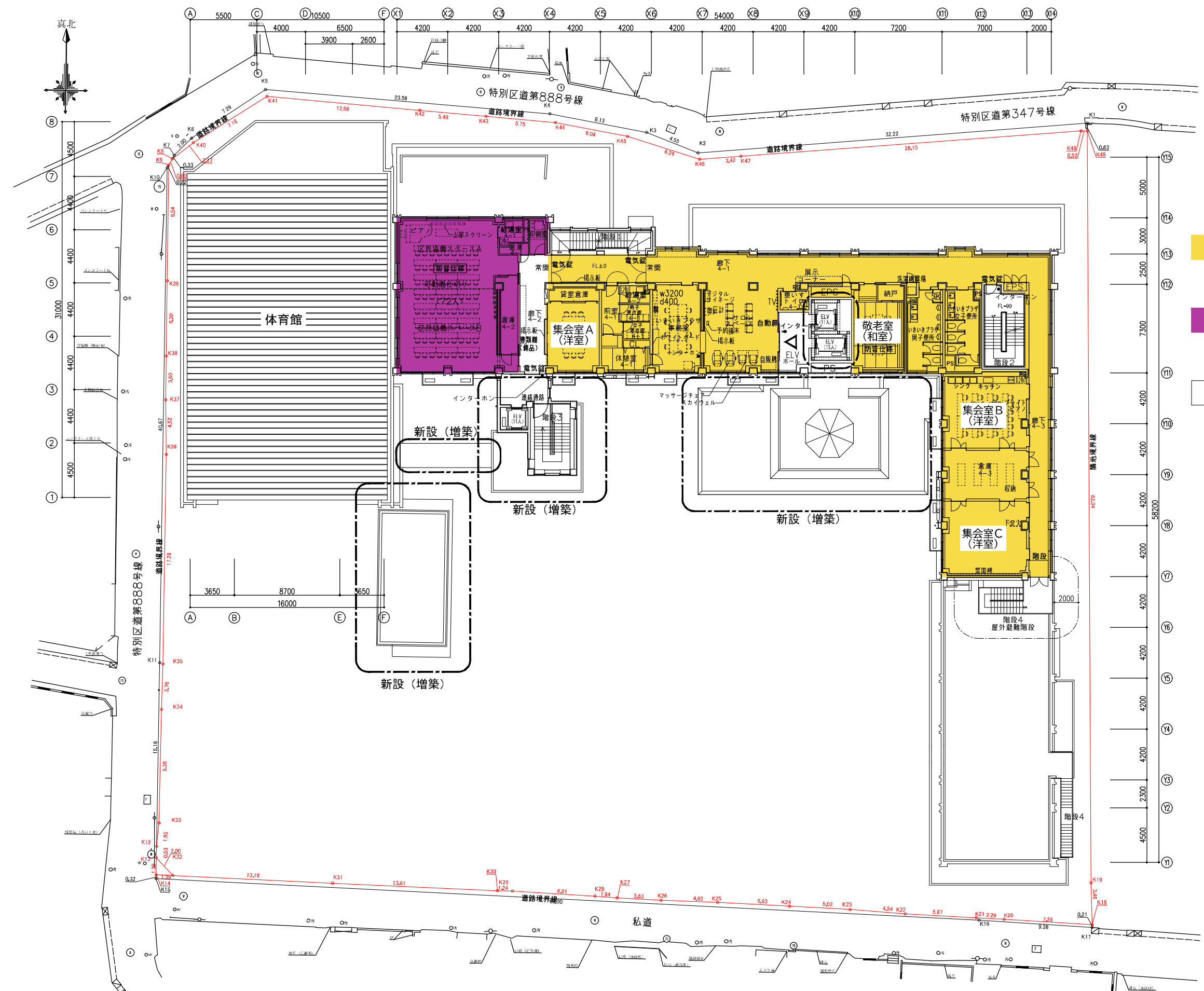
3階



新設部
 児童クラブ (661.36㎡)
 共用部

港区	展歴・特記	課長	係長	担当者	制作日 令和 年 月	【会社名】	【設計・監理事務所】 一級建築士事務所：一般社団法人港区建築設計事務所協会 東京都知事登録 第56826号 管理建築士：原田 光政 一級建築士登録 第57397号	【設計・監理事務所】 一級建築士事務所 第82737号 一級建築士登録 第252414号	工事件名 (仮称) 港区立神心いきいきプラザ等 複合施設整備工事	区分 建築意匠	図面名称 3階平面図	SCALE A1:1/150 A3:1/300	図面番号
	2022/1/19												

4階



- 新設部
- いきいきプラザ (502.51㎡)
- 区民協働スペース (136.39㎡)
- 共用部

港区	展歴・特記	課長	係長	担当者	制作日 令和 年 月	【会社名】	【設計・監理事務所】	【監理事務所】	工事事件名	区分	図面名称	SCALE	図面番号
					工事番号 ファイル名		一般建築士事務所：一般社団法人港区建築設計事務所協会 東京都知事登録 第56826号 管理建築士：原田 光政 一般建築士登録 第57397号	建築士登録 第82737号 一般建築士登録 第252414号	(仮称) 港区立神奈いきいきプラザ等 複合施設整備工事	建築意匠	4階平面図	A1:1/150 A3:1/300	

2022/1/19